平成２７年（フ）第１８０３号
大阪府東大阪市高井田元町２丁目27番14号、前住所大阪府東大阪市菱屋西１丁目４番１号
破産者　澤田　文雄
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８２６号
大阪府阪南市桃の木台５丁目６番地の５、前住所大阪市西区京町堀３丁目３番９―202号
破産者　北山久美子
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２２０号
大阪市西淀川区大和田３丁目８番17―502号
破産者　村上利典こと　沈　　謙次
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２３２号
大阪府守口市大枝東町３―13、開始決定時大阪府寝屋川市点野３丁目５番35号
破産者　下田　義秋
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２３３号
兵庫県加古川市加古川町河原８番地の５シャルマンコート加古川Ｂ号
破産者　今井　瑞穂
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６２０号
神奈川県川崎市宮前区土橋５丁目４―８ファラオ宮前平106号室、開始決定時大阪府池田市神田４丁目21番34号
破産者　平林　　潤
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６９６号
大阪市都島区都島南通２丁目１番１―204号
破産者　泉　　佳樹
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７１１号
大阪府門真市新橋町31―６―304号、住民票上の住所大阪府門真市五月田町14番32号
破産者　板原　眞弓
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９３６号
大阪府松原市河合１丁目１番30号―202号室、開始決定時の住所大阪府松原市大堀３丁目８番６―102号
破産者　藤本　　弘
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７号
岡山県津山市神戸487番地１　エステート205号室、前住所岡山県津山市川崎103番地28
破産者　北奥　朱美
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第５８４号
広島市南区大須賀町18番10―601号
破産者　齋藤　良子
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２２３号
徳島県吉野川市鴨島町鴨島557番地22
破産者　川野優喜子
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３号
岩手県滝沢市鵜飼下高柳14番地12　エスポワール101号
破産者　戸澤　　敦
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２０９６号
横浜市中区本牧原39番２号　201号室
破産者　野崎　春江
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３１７号
横浜市鶴見区上末吉５丁目28番10号　パレスサニー101
破産者　斎藤　哲也
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５７０号
横浜市泉区和泉町7737番地11　グループホームやまもも
破産者　黄　　朝輝
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６５１号
横浜市旭区鶴ケ峰本町１丁目47番１―110号
破産者　横山　拓雄
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８６０号
横浜市緑区鴨居３丁目２番12―502号
破産者　手塚　　満
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８６１号
横浜市緑区鴨居３丁目２番12―502号
破産者　手塚　千春
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部